

東電生活協同組合組合員証（カード）会員規約／「東電生活協同組合」組合員特約／ 個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項一部改定のお知らせ

2020年1月13日をもって東電生活協同組合組合員証（カード）会員規約、「東電生活協同組合」組合員特約および、個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項を改定いたしますのでご案内いたします。規約および同意条項の主な改定箇所は以下のとおりです。

■東電生活協同組合組合員証（カード）会員規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第1条（会員—本人会員・家族会員）</p> <p>1. 株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）及び東電生活協同組合に対し、東電生活協同組合組合員証（カード）会員規約（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、両社が入会を認めた方を本人会員とします。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>第1条（会員—本人会員・家族会員）</p> <p>1.株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）及び東電生活協同組合に対し、東電生活協同組合組合員証（カード）会員規約（以下「本規約」と称します。）を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」と称します。）の利用をお申し込みいただき、両社がカード利用を承諾した方を本人会員とします。<u>契約は、両社が承諾をした日に成立するものとします。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p>
<p>第2条（カードの発行と管理）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。カードの所有権は当社に属し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員はカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。</p>	<p>第2条（カードの発行と管理）</p> <p>1. (略)</p> <p>2.カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード裏面に印字される3桁の数字をいう）等（以下総称して「カード情報」と称します。）が表示されています。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、カード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理し、利用するものとします。<u>また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。</u>なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上カードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することができるものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p>4.カード及びカード情報は、カード表面にお名前が印字され所定の署名欄に自署した会員本人のみが使用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり提供したりすることも一切できません。<u>第19条第5項に定める場合等におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本人会員の負担とします。</u></p>

<p>5. 会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは本人会員の責任とします。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p>	<p>5. <u>会員が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が第三者に利用された場合、その利用代金等の支払は本人会員の責任とします。ただし、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。</u></p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p>
<p>第4条（暗証番号）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 会員が、本人会員又は本人以外に暗証番号を知らせ、又は知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。但し、会員が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。</p>	<p>第4条（暗証番号）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>会員が第三者に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が第三者に知られた場合、これによって生じた損害は、本人会員の負担とします。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。</u></p>
<p>第5条（カード利用可能枠）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 第1項にかかわらず、第22条に定める1回払いを除く支払区分については、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合会員は、支払区分ごとの未決済残高が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。但し、未決済残高の合計が、第1項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>	<p>第5条（カード利用可能枠）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>第1項にかかわらず、第19条第1項に定めるショッピングサービスのうち、第22条に定める1回払いを除く支払区分については、当社が審査し決定した額を限度とする利用可能枠を定める場合があります。その場合、会員は、支払区分ごとの未決済の利用代金の金額が各々の利用可能枠を超えない範囲で利用することができます。ただし、未決済の利用代金の合計が第1項に定める利用可能枠を超えるご利用はできません。なお、会員は、第1項又は本項に定める利用可能枠を超えたご利用について、第22条に定める1回払いを指定したものと同様に扱われることを承認します。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p>
<p>第7条（代金決済）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、普通郵便で本人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内にしてください。この期間内に異議の申し立てがない場合は、ご</p>	<p>第7条（代金決済）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>当社は、前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、本人会員が予め届け出た送り先にご利用明細書として郵送又は電磁的方法により通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ又はご確認は、通知を受けたのち20日以内にしてください。この期間内に異議の申し立てがな</u></p>

<p>利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. (略)</p>	<p>い場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。</p> <p>4. (略)</p>
<p>第 10 条 (退会及びカードの利用停止と返却)</p> <p>1. 本人会員は当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。</p> <p>2. 本人会員が東電生活協同組合を脱退したとき、又は東電生活協同組合組合員資格を取り消されるなどの理由により組合員資格を喪失したときは、カード会員資格を当然に喪失するものとします。</p> <p>3. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、カード及び第 15 条第 1 項 (ト) に定める付帯サービスの使用停止又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。</p> <p>(イ) ~ (フ) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (削除)</p>	<p>第 10 条 (退会及びカードの利用停止と返却)</p> <p>1. 本人会員は、当社あて所定の退会手続きをすることにより、いつでも退会することができます。<u>その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。</u></p> <p>2. 本人会員が東電生活協同組合を脱退したとき、又は東電生活協同組合組合員資格を取り消されるなどの理由により組合員資格を喪失したときは、<u>会員資格を当然に喪失するものとします。その場合、会員は、当社の指示する方法に従い、カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。</u></p> <p>3. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第 15 条第 1 項 (ロ) に定める付帯サービスの<u>全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消すこと</u>ができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い<u>返却又は裁断のうえ破棄するものとします。</u></p> <p>(イ) ~ (フ) (略)</p> <p>4. (略)</p>
<p>第 11 条 (期限の利益喪失)</p> <p>1. 本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、ただちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) <u>支払期日に第 27 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの利用代金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。</u>但し、利息制限法第 1 条第 1 項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>(ロ) <u>支払期日にショッピングサービス (1 回払いを除く) の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</u></p> <p>(ハ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(ハ) (新規に規定)</p> <p>2. (略)</p>	<p>第 11 条 (期限の利益喪失)</p> <p>1.本人会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(イ) 第 27 条第 1 項に定めるキャッシングサービス又は、ショッピングサービスの 1 回払いの利用代金の支払を 1 回でも遅滞したとき。ただし、利息制限法第 1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。</p> <p>(ロ) ショッピングサービス (1 回払いを除く) の利用代金の支払を遅滞し、当社が 20 日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(ハ) ~ (ホ) (略)</p> <p>(ハ) <u>カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。</u></p> <p>2. (略)</p>
<p>第 13 条 (届出事項の変更)</p>	<p>第 13 条 (届出事項の変更)</p>

<p>1. (略)</p> <p>2. 当社が本人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。</p> <p>3. (略)</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 当社が本人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したとみなします。ただし、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情がある<u>と当社が認めた場合は</u>この限りでないものとします。</p> <p>3. (略)</p>
<p>第 15 条（その他承諾事項）</p> <p>1. 本人会員は、以下の事項を予め承認するものとします。</p> <p>(イ) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又はご提出いただくこと。</p> <p>(ロ) 当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅、携帯、勤務先及びその他の連絡先に電話確認を取ることがあること。</p> <p>(ハ) 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>(ニ) 当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>(ホ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第 19 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 27 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>(ヘ) (ホ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとることがあること。</p> <p>(ト) 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」と称します。）を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できること。</p> <p>3. (略)</p>	<p>第 15 条（その他承諾事項）</p> <p>1. 本人会員は、以下の事項を予め<u>承諾</u>するものとします。</p> <p>(イ) 当社が本人会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。</p> <p>(ロ) 当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」と称します。）を利用する場合、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。</p> <p>2. 本人会員は、以下の義務を負うことを承認します。</p> <p>(イ) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又はご提出いただくこと。</p> <p>(ロ) 当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、又はカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、及びカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。</p> <p>3. 当社は、以下各号の行為を行うことができます。</p> <p>(イ) 当社が本人会員に対し、与信及び与信後の管理、利用代金の回収のため確認が必要な場合に、本人会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ることがあること。</p> <p>(ロ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合には、会員に事前に通知することなく、第 19 条第 1 項に定めるショッピングサービス及び第 27 条第 1 項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を留保し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。</p> <p>(ハ) (ロ) の場合に、当社がカードを無効化のうえカードの再発行手続きをとること。</p> <p>(ニ) 当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃すること。</p> <p>4. (略)</p>
<p>第 16 条（合意管轄裁判所）</p>	<p>第 16 条（合意管轄裁判所）</p>

<p>会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額、会員の住所地、購入地の如何にかかわらず、管轄する簡易裁判所又は地方裁判所は東京に置きます。</p>	<p>会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、<u>会員の住所地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</u></p>
<p>第 18 条（規約の改定並びに承認）</p> <p>本規約を改定する場合は、当社より本人会員へその内容をお知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後 1 ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。</p>	<p>第 18 条（規約の改定並びに承認）</p> <p>1.当社は、<u>次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を UC カードホームページ（https://www2.uccard.co.jp/）</u><u>において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本人会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、(0)に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。</u></p> <p><u>(イ)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</u></p> <p><u>(0)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</u></p> <p>2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を UC カードホームページ（https://www2.uccard.co.jp/）において告知する方法又は本人会員に通知する方法その他当社所定の方法により本人会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本人会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。</p>
<p>第 19 条（カード利用方法）</p> <p>1. 会員は次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票にカード上の署名と同じ署名をしていただくことにより、物品の購入並びにサービスの提供（以下「ショッピングサービス」と称します。）を受けることができます。</p> <p>（イ）当社が契約した加盟店。</p> <p>（ロ）当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>（ハ）国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した国内加盟店及び海外加盟店。</p> <p>2. 会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票等への署名を省略すること、もしくは売上票等への署名に代えて暗証番号を入力する方法によること、又</p>	<p>第 19 条（カード利用方法）</p> <p>1.会員は、<u>次の（イ）（ロ）（ハ）に掲げる加盟店にカードを提示するとともに、所定の端末に暗証番号を入力すること又は所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入及びサービスの提供を受けることができます（以下「ショッピングサービス」と称します。）。</u></p> <p>（イ）当社と契約した加盟店。</p> <p>（ロ）当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>（ハ）国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。</p> <p>2.会員は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、<u>暗証番号の入力もしくは売上票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法</u></p>

<p>はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>5. (略)</p>	<p>等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 会員は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、<u>現在、通用力を有する紙幣・貨幣</u>（記念通貨を除く。）の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>5. (略)</p>
<p>第 21 条（債権譲渡）</p> <p>1. 会員は、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。</p> <p>（イ）加盟店が当社に譲渡した債権を当社に譲渡すること。</p> <p>（ロ）加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。</p> <p>（ハ）加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p>2. 前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてご利用になったショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格合計の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額を合計金額とします。</p>	<p>第 21 条（<u>立替払い又は債権譲渡</u>）</p> <p>1. 当社は、<u>会員の委託に基づき、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を会員に代わって立替払いするものとし、会員は、あらかじめ異議なくこれを承認します。本人会員は、当社に対して、当社が立替払いにより本人会員に対して取得する求償金債権を支払うものとします。</u></p> <p>2. <u>前項により当社が取得する求償債権の債権額は、加盟店において会員がご利用になったショッピングサービスに係る売上票等の合計金額とします。なお、売上票等がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は送料等を加算した金額の合計金額とします。</u></p> <p>3. <u>会員は、当社の指定する加盟店においては、当社が立替払いを行うのではなく、加盟店がショッピングサービスにより生じた会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、会員に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。本項により当社が譲り受ける債権額については、前項の規定を準用するものとします。</u></p> <p>（イ）加盟店が当社に譲渡すること。</p> <p>（ロ）加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。</p> <p>（ハ）加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. <u>会員は、第 25 条第 1 項に該当する場合を除いて、カード利用により当社が譲り受けた債権に関して、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。</u></p>

<p>第 22 条 (支払区分)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (イ) (ロ) (ハ) (略)</p> <p>(新規に規定)</p> <p>4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。</p> <p>(イ) 毎月の支払元金は、算定日における締切日が到来したリボルビング利用残高 (以下「利用残高」と称します。) に応じて、末尾「リボルビング払いのご案内」に記載のとおりとし、本人会員には、支払元金に当社所定の手数料を加算した金額 (以下「弁済金」と称します。) をお支払いいただきます。なお、本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払コースの変更ができるものとします。</p> <p>(ロ) 手数料は、毎月 11 日から翌月 10 日までの日々のリボルビング利用残高に当社所定の手数料率を乗じ年 365 日 (うるう年は年 366 日) で日割計算した金額を 1 ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。但し、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。なお、各会員に適用される手数料率はカード送付時に通知されるものとします。</p> <p>(ハ) 本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払いができるものとします。</p> <p>5. 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1 回払い、2 回払い及びボーナス一括払いを当社が定める期間内に申し出を行い当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの指定があったものとして前項 (イ) (ロ) により計算します。</p> <p>6. 会員は、手数料が金融情勢等の事情により変動することに異議がないものとします。また、第 18 条の規定にかかわらず、当社から手数料の料率変更の通知をした後は、通知したときにお</p>	<p>第 22 条 (支払区分)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (イ) (ロ) (ハ) (略)</p> <p>(二) ボーナス一括払いの支払月は夏 8 月、冬 1 月とします。なお、取扱期間は当社所定の期間とさせていただきます、ボーナス支払月に一括してお支払いいただきます。</p> <p>4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。</p> <p>(イ) 毎月の支払元金 (お支払いいただく金額のうちリボルビング払いに係る現金価格の残高 (以下「リボ利用残高」と称します。) に充当される金額のことをいう。以下同じ。) は、末尾「毎月の支払元金 (支払コース)」記載の支払コースとし、カード送付時の書面で通知します。本人会員には、支払元金に当社所定の <u>リボ</u>手数料を加算した金額 (以下「弁済金」と称します。) をお支払いいただきます。なお、本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払コースの変更ができるものとします。</p> <p>(ロ) <u>リボ</u>手数料は、毎月 11 日から翌月 10 日までの日々の <u>リボ</u>利用残高に当社所定の <u>リボ</u>手数料率を乗じ年 365 日 (うるう年は年 366 日) で日割計算した金額を 1 ヶ月分とし、翌々月の約定支払日に後払いしていただきます。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日 (<u>締切日に利用がなされたときは当該締切日</u>とします。) までの期間は、<u>リボ</u>手数料計算の対象としないものとします。なお、各会員に適用される <u>リボ</u>手数料率は、カード送付時に通知します。</p> <p>(ハ) 本人会員の申し出があり当社が承認した場合は、毎月の支払元金の変更、翌月支払元金の増額支払いができるものとします。</p> <p>5. 本人会員は、<u>当社が定める期間内に申し出を行い当社が適当と認めた場合には</u>、1 回払い、2 回払い及びボーナス一括払いをリボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの利用があったものとして第 4 項 (イ) (ロ) により計算します。</p> <p><u>なお、2 回払い分をリボルビング払いに変更する場合に変更の対象となる利用代金は、1 回目の支払分に相当する算定日以前に変更の申し出があった場合は当該利用代金の全額とし、当該算定日より後に申し出があった場合は、支払金額が確定した各回の支払分に相当する利用代金分といたします。</u></p> <p>6. 会員は、手数料が金融情勢等の事情により変動することに異議</p>
--	---

<p>る利用残高の全額に対して、改定後の手数料が適用されることに、 会員は異議がないものとします。</p>	<p>がないものとします。また、第 18 条の規定にかかわらず、当社 から手数料の料率変更の通知をした後は、<u>分割払いは変更後のご 利用分より、また、リボルビング払いは通知したときにおけるリ ボ利用残高の全額に対して、改定後のリボ手数料が適用されるこ とに、会員は異議がないものとします。</u></p>
<p>第 23 条（商品の所有権） 商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟 店の会員に対する債権当社が加盟店から譲り受けるに伴って、 加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済される まで当社に留保されることを会員は認めるものとします。但し、 第 21 条に基づき当社が当該債権を東電生活協同組合に譲渡した 場合は、所有権もまた東電生活協同組合に移転するものとします。</p>	<p>第 23 条（商品の所有権） 商品の所有権は、<u>完済いただくまで当社に留保されるものとしま す。ただし、第 21 条第 4 項に基づき当社が当該債権を東電生活 協同組合に譲渡した場合は、所有権もまた東電生活協同組合に移 転するものとします。</u></p>
<p>第 25 条（支払停止の抗弁） 1.～4. (略) 5. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、 支払いを停止することはできないものとします。 (イ) ショッピングサービスの利用が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。 (ロ) 1 回払いのとき <u>(但し、カードご利用日から約定支払日迄 が 2 ヶ月を超えないものに限りです。)</u> (ハ) 1 回のカード利用（リボルビング払いを除く）に係る支払 総額が 40,000 円に満たないとき。 (ニ) リボルビング払いで利用した 1 回のカード利用に係る現金 価格の合計が 38,000 円に満たないとき。 (ホ) 商品、権利又は役務の提供を受ける以外の目的でカードを 利用したとき。 (ヘ) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められ るとき。 6. (略)</p>	<p>第 25 条（支払停止の抗弁） 1.～4. (略) 5. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、 支払を停止することはできないものとします。 (イ) ショッピングサービスの利用が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。 (ロ) 会員の指定した支払区分が、1 回払いのとき。 (ハ) 2 回払い、ボーナス一括払い又は分割払いで利用した 1 回の カード利用に係る支払総額が 40,000 円に満たないとき。 (ニ) リボルビング払いで利用した 1 回のカード利用に係る現金価 格の合計が 38,000 円に満たないとき。 (ホ) 商品、権利又は役務の提供を受ける以外の目的でカードを利 用したとき。 (ヘ) その他会員による支払いの停止が信義に反すると認められると き。 6. (略)</p>
<p>第 27 条（キャッシングサービス） 1. 会員は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けるこ と（以下「キャッシングサービス」と称します）ができます。 (イ) 当社又は当社の提携する金融機関等（以下「提携金融機関」 と称します。）の<u>現金自動支払機又は現金自動預金払機</u>（以下 「<u>CD・ATM</u>」と称します。）を利用する方法。 (ロ) その他当社が定める方法 2.～5. (略)</p>	<p>第 27 条（キャッシングサービス） 1. 会員は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けること （以下「キャッシングサービス」と称します。）ができます。 (イ) 当社又は当社の提携する金融機関等（以下「提携金融機関」 と称します。）の現金自動預金払機（以下「ATM」と称します。）を 利用する方法。 (ロ) その他当社が定める方法。 2～5. (略)</p>

【下線部は改定部分を示します。】

■「東電生活協同組合」組合員特約

<p>第 2 条（組合員証の特性と入会方法）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 申込者は、本「組合員特約」、東電生活協同組合「組合員証取扱規則」（以下生協規則という）、並びに「東電生活協同組合組合員証（カード）会員規約」を承知のうえ、甲、乙宛申し込むものとします。</p> <p>3. この組合員証は、甲、及び乙が認めたものに交付します。</p> <p>4. (略)</p>	<p>第 2 条（組合員証の特性と入会方法）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 申込者は、本「組合員特約」、東電生活協同組合「組合員証取扱規則」（以下生協規則という）、並びに「東電生活協同組合組合員証（カード）会員規約」を承認のうえ、<u>組合員証の利用を甲、乙宛てにお申込みいただくものとします。</u></p> <p>3. この組合員証は、甲、及び乙が<u>組合員証の利用を承諾したものに交付します。契約は、甲、及び乙が承諾した日に成立するものとします。</u></p> <p>4. (略)</p>
--	--

【下線部は改定部分を示します。】

■UC 立替払加盟店利用特約

改定前	改定後
	廃止

【下線部は改定部分を示します。】

■個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第 1 条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>（1）会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p style="text-align: center;">(新規に規定)</p> <p>⑨ (略)</p>	<p>第 1 条（個人情報の収集・保有・利用、預託）</p> <p>（1）会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」と称します。）との各種取引（以下「各取引」と称します。）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」と称します。）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ <u>オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報</u></p> <p>⑩ <u>インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの（会員情報</u></p>

<p>(2) (略)</p> <p>第2条(第1条以外での個人情報の利用)</p> <p>(1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤⑨の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>を用いた検索結果、調査結果等を含む)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2条(第1条以外での個人情報の利用)</p> <p>(1) 会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑤<u>⑩</u>の個人情報を利用することに同意します。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
--	---

【下線部は改定部分を示します。】